

SDS における供給者情報の記載と販売店の法的責任

令和 8 年 4 月 1 日施行改正対応版

1 制度上の義務と記載事項の根拠

労働安全衛生法（安衛法）第 57 条の 2 および労働安全衛生規則（安衛則）第 34 条の 2 の 4 に基づき、化学物質の譲渡・提供を行う者は、以下の事項を通知する義務を負う。

- ・ 安衛法 第 57 条の 2 第 1 項 第 7 号：「厚生労働省令で定める事項」
- ・ 安衛則 第 34 条の 2 の 4 第 1 号：「通知を行う者の氏名（名称）、住所及び電話番号」

SDS には、その取引における直接の提供者（販売店）の情報を記載することが法的に求められている。

なお、令和 8（2026）年 4 月 1 日の改正施行に伴い、条文番号の一部が繰り下がっている。具体的には「適用法令」の記載義務の根拠であった安衛則第 34 条の 2 の 4 第 4 号が、同施行日以降は第 5 号に変更となる。各項目の根拠条文を引用する際は、施行日後の番号で照合することが必要である。

2 販売店における「上書き」のリスクと実務上の課題

SDS は本来、化学物質の成分や物理的性質を最も熟知している「製造業者」が作成するものである。入手した SDS の会社名欄を販売店名に上書き・修正することについては、以下の懸念がある。

- ・ 責任の所在の不透明化：製造業者の名称を削除することは、販売店がその SDS の内容（科学的データ）について全責任を負うと対外的に表明することと同義となるリスクがある。現行法はこの点を明示していないが、そのように解釈される可能性がある。
- ・ 説明能力の限界：販売店は技術的性状の詳細（試験データ等）を保有していない場合もあり、顧客から詳細な説明を求められた際に十分な回答が困難となる。
- ・ PL 法（製造物責任法）上のリスク：自社名義で発行した SDS に不備があった場合、一次的な賠償責任の矛先が販売店に向くリスクが増大する。

3 厚生労働省 Q&A による公式見解

販売店（流通業者）の SDS における供給者名の記載については、厚生労働省が公式の Q&A で見解を示している。これはレポートで示した実務案の根拠として位置づけられる。

Q15（厚生労働省「化学物質対策に関する Q&A（ラベル・SDS 関係）」）

流通業者（商社等）が製品をユーザーに販売する場合、ラベルや SDS に記載すべき供給者名は、メーカーと流通業者のいずれになるのか。流通業者では、ユーザーから製品に関する詳細を聞かれても答えられない。

A15（厚生労働省回答）

法令上、「譲渡提供する者」の名称、住所、電話番号をラベル等に記載することとされており、流通業者の名称、住所等を記載していただく必要があります。実務的には、メーカーの名称と連絡先の表記をそのままに、販売者の名称と連絡先を追記していただく方法などが考えられます。

この公式見解から読み取れる原則は次の 2 点である。

- ・ 義務の原則：流通業者（販売店）の名称・住所・電話番号の記載は法令上の義務である。
- ・ 実務上の推奨方式：製造業者の情報を「削除」するのではなく、販売者の情報を「追記」する形が実務として考えられる方法として示されている。

【実務上の留意点】 「追記していただく方法などが考えられます」という表現は、追記以外の方法を排除するものではなく、複数の実務対応のうち典型例として示したものである。ただし、製造業者名を削除する行為について肯定する記述はなく、本 Q&A が示す方向性は「併記」にある。

4 令和 8（2026）年 4 月 1 日施行：代替化学名等の通知制度

令和 8 年 4 月 1 日施行の改正安衛法第 57 条の 2 第 3 項により、「代替化学名等の通知制度」が新設された。

(1) 制度の概要

通知対象物に含まれる成分の化学名が「営業秘密」に該当する場合、一定条件の下で、その化学名の一部を省略または置換えた「代替化学名等」を用いた通知が認められた。ただしこれには厳格な条件が付される。

- ・ 対象となる有害性が比較的低い物質に限定される（生殖細胞変異原性・発がん性・生殖毒性に非該当、かつ呼吸器感作性等の区分 1 にも非該当であること等）。
- ・ 代替化学名を用いる旨を「予め相手方に明示」した上でなければ代替化学名での通知に代えられない。

- ・ 代替化学名を定めた物質の成分名・通知内容等の記録保存が求められる。

(2) 緊急連絡先の要件と販売店が直面する論点

安衛則第 34 条の 2 の 4 第 1 号の括弧書きは、代替化学名等による通知を行う場合に、通常の「住所・電話番号」に代えて「緊急連絡先」を記載することを求めている。

ここで重要な論点が生じる。代替化学名を使用する権限と責任は、当該成分を「営業秘密として管理している者」すなわち製造業者にある。販売店はその成分情報を知り得ない立場にある。したがって次の構造が成立する。

論点	内容
代替化学名の使用権限	製造業者のみ（成分を秘密として管理している者）
緊急連絡先の記載義務	「代替化学名等の通知を行う者」すなわち製造業者の緊急連絡先でなければ、緊急時に実際の成分情報を開示する機能を果たせない
販売店の対応限界	販売店は成分情報を「知り得ない」ため、緊急連絡先として機能できない。製造業者の緊急連絡先を削除することは、安全上の機能を喪失させる行為となる

この構造は、「製造業者名を削除した上で販売店名のみを記載する」という対応が、代替化学名使用製品においては特に問題となることを示している。なお、この矛盾（販売店情報の記載義務 vs 製造業者の緊急連絡先が不可欠）に対する明確な行政解釈はまだ示されていない。今後の通達・指針の発出に注意が必要である。

【実務上の留意点】 高圧ガス業界では混合ガスが代替化学名の対象となるケースが想定されるが、JIS 規格等で成分が標準化されている製品においては、実際に代替化学名制度を適用する事例は限定的と考えられる。ただし取扱製品の確認は販売店の責任として求められる。

5 提供形態に応じた「供給者情報」明示の対応案

情報の正確性（製造元の担保）と、法的義務（販売者の明示）を両立させるための提供方法として以下を検討する。厚生労働省 Q&A・A15 の「追記方式」を基本原則とする。

① 書面による手渡しの場合

- ・ 対応：製造業者発行の SDS をそのまま活用し、販売店の情報を明記した送付状（鑑）を付す。
- ・ ポイント：両者をホチキス留め等で一体のものとして提供することで、販売店が供給者であることを示しつつ、内容の出典（製造元）を明確に維持できる。

② 電子メールによる送信の場合

- ・ 対応：メールの本文に「本製品の供給者は当社である」旨と連絡先を明記し SDS ファイルを添付する。
- ・ 課題：ファイル単体が転送・印刷された場合、供給者情報との結びつきが弱くなる。

③ ホームページからのダウンロードの場合

- ・ 対応案 A：製造元情報を残したまま余白等に「販売店：〇〇」と追記し再構成する（SDS 自体へ追記）。
- ・ 対応案 B：鑑と SDS の結合 PDF。供給者明示の送付状と SDS を一つの PDF に結合した状態で公開。
- ・ 理由：ダウンロードされた SDS が単体で流通する性質上、ファイル自体に販売店情報が組み込まれていないと、安衛法上の「通知義務」を継続的に果たしているとみなされないリスクがある。

6 結論

安衛法の求める「通知」とは、単に情報を渡すだけでなく、「誰が責任を持ってその情報を伝えたか」を明らかにすることである。

厚生労働省 Q&A・A15 が示す「追記方式」を根拠に、販売店として実務上最も妥当な対応は次の通りである。

- ・ 製造業者の名称・連絡先を保持したまま、販売店を「供給者」または「販売窓口」として追記・併記する。
- ・ または、送付状（鑑）と SDS を不可分なものとして一体的に提供する。

特に令和 8 年 4 月 1 日施行の代替化学名等の通知制度が適用される製品については、製造業者の緊急連絡先が安全機能として不可欠であり、これを削除することは許容されない。販売店が取り扱う製品が代替化学名制度の対象となるか否かを確認した上で、提供する SDS の記載を点検することが求められる。